

第三章 事業系ごみへの搬入規制の実施実態の概要

3-1 はじめに

本章では、第二章において取り上げた事業系ごみへの搬入規制を含めた、全国の自治体が行う清掃工場における搬入規制の実施実態の概要について、予備アンケート調査により把握する。

3-2 目的

本章では、全国の自治体が行う清掃工場における事業系ごみへの搬入規制の実施実態の概要を把握することを目的とする。

3-3 調査方法

上記の目的を達成するために、予備アンケート調査を実施した。

3-3-1 予備アンケート調査の目的

- ① 全国の自治体が行う清掃工場における事業系ごみへの搬入規制の実施実態の概要を把握する。
- ② 予備アンケート調査の結果を基に、本アンケート調査票を作成する。

3-3-2 予備アンケート調査の対象

各自治体の HP に掲載されている、もしくは問い合わせにて廃棄物関連の部署宛てのメールアドレスを入手することができた全国の自治体(746 市)を対象に、電子メールにてアンケート票を送付した。

3-3-3 予備アンケート調査の実施時期

予備アンケート調査の実施時期：2012 年 10 月 30 日～2012 年 12 月 7 日

3-3-4 予備アンケート調査の内容

予備アンケートの内容は、事業系ごみに混入する「資源ごみ」、「産業廃棄物」、「他自治体のごみ」、「その他のごみ」への搬入規制について、それぞれの「実施の有無」、「規制品目」、「具体的な手法」について聞いている(他自治体のごみの「規制品目」は除く)。最後に、「事業系ごみに関する問題点・課題」について聞いている。なお、質問内容、回答方法、有効回答数を表 3-1 に示し、予備アンケートの調査票は本文の付録 1 に掲載する。

表 3-1 予備アンケート内容

項目番号	質問内容	回答方法	有効回答数
1. 事業系ごみに混入する資源ごみへの搬入規制			
1	資源ごみへの規制実施の有無	選択式(択一式)	n=338
2	規制品目	記述式	n=125
3	具体的な手法	記述式	n=125
2. 事業系ごみに混載する産業廃棄物への搬入規制			
1	産業廃棄物への規制実施の有無	選択式(択一式)	n=338
2	規制品目	記述式	n=259
3	具体的な手法	記述式	n=259
3. 事業系ごみに混載する他自治体のごみへの搬入規制			
1	他自治体への規制実施の有無	選択式(択一式)	n=338
2	具体的な手法	記述式	n=219
4. 事業系ごみに関するその他の搬入規制			
1	その他の規制実施の有無	選択式(択一式)	n=338
2	規制品目	記述式	n=61
3	具体的な手法	記述式	n=61
5. 事業系ごみの問題点・課題			
1	事業系ごみに関する問題点・課題	記述式	n=19

3-3-5 予備アンケートの返信状況と人口区分の比較

746市へ電子メールにて予備アンケート調査票を送付し、そのうち352件の返信があり、回答件数352件中、市からの回答が338件、一部事務組合からの回答が14件となった。なお、アンケート集計の対象は一部事務組合からの回答を除く338市とする(詳しくは「3-4 集計方法について」において説明する)。また、総務省統計局の都市別人口(2012)⁴⁾をもとに、全国787市の人口区分と予備アンケートの集計対象市(338市)の人口区分を比較したところ、人口区分の割合にそれほど差はないといえる(表3-2)。

表 3-2 全国の市と予備アンケート集計対象市の人口区分比較

	30万人以上	10万人以上30万人未満	10万人未満	計
全国の市(2012年度)	72(9%)	195(25%)	520(66%)	787(100%)
予備アンケート集計対象市	29(9%)	108(32%)	201(59%)	338(100%)

3-4 集計方法について

集計方法は以下のように統一し、集計の対象は表3-3に従って決定する。

- ① 市単位で集計する。
- ② 同じ市に複数の清掃工場がある場合、
 - *回答が同一ならば、1市としてカウントする。
 - *回答が異なれば、「その他」の扱いで1市としてカウントする。

表 3-3 アンケート調査の集計対象の決定方法

一部事務組合と構成市の回答状況	集計方法
一部事務組合と組合構成市の両方から回答があった場合	市の回答を利用し、一部事務組合の回答は利用しない
事業系ごみ処理を組合に委託している組合構成市が、組合と共同で回答した場合	組合構成市の回答として利用する
一部事務組合から回答があり、組合構成市からは回答が一切なかった場合	一部事務組合の回答は利用せず、組合構成市を集計対象外とする

なお、アンケートの質問内容、及び調査結果については、以下の内容を前提としている。

- ① 廃棄物処理法²⁾により「産業廃棄物」及び「他自治体のごみ」に関しては、これらの搬入は違法となっている。
- ② 自治体によっては、「搬入規制」ではなく、「混入を防ぐための施策」として回答されている場合があるが、本研究においては、清掃工場の現場における直接的な施策は「搬入規制」とし、その他の間接的な事業系ごみ減量施策等は「その他の事業系ごみ施策」とする。

3-5 予備アンケート調査の結果及び考察

予備アンケート調査の結果及び考察について、以下に示す。

3-5-1 搬入規制の実施状況の概要

事業系ごみへの搬入規制の実施状況の概要について、表 3-4 に示す。

表 3-4 搬入規制の実施状況の概要（複数回答可、n=338）

規制対象	実施中	実施していない	その他	計
資源ごみ	125(37%)	184(54%)	29(9%)	338(100%)
産業廃棄物	259(76%)	40(12%)	39(12%)	338(100%)
他自治体のごみ	219(65%)	59(17%)	60(18%)	338(100%)
その他の廃棄物	61(18%)	235(70%)	42(12%)	338(100%)

表 3-4 から、約 4 割の自治体が「資源ごみ」への搬入規制を実施していることがわかる。また、「産業廃棄物」及び「他自治体のごみ」は違法搬入物であるため、搬入規制の実施率も、比較的高くなっていると考えられる。

3-5-2 規制品目

3-5-2-1 資源ごみへの搬入規制における規制品目

事業系ごみに混入する資源ごみについて、具体的な規制品目を表 3-5 に示す。

表 3-5 資源ごみへの搬入規制における規制品目（記述式，n=125）

規制品目	回答自治体数	回答率
古紙	101	81%
缶	52	42%
びん	51	41%
ペットボトル	48	38%
プラスチック	29	23%
衣類・布類	19	15%
金属類	12	10%
(発泡)トレー	6	5%
蛍光管	5	4%
乾電池	5	4%
木くず	4	3%
緑ごみ	3	2%
資源ごみ全て	3	2%
生ごみ	1	1%

表 3-5 より，事業系ごみに混入する資源ごみへの規制品目としては，「古紙」が 81%と最も多いことがわかる。また，「缶」，「びん」，「ペットボトル」を規制している自治体は約 4割となっている。

3-5-2-2 産業廃棄物への搬入規制における規制品目

事業系ごみに混入する産業廃棄物について，具体的な規制品目を表 3-6 に示す。

表 3-6 産業廃棄物への搬入規制における規制品目（記述式，n=259）

規制品目	回答自治体数	回答率
すべての産業廃棄物	144	56%
併せ産廃等の対象となる産業廃棄物以外すべて	33	13%
プラスチック	29	11%
条例等の対象物	19	7%
木材	13	5%
金属	11	4%
建設廃材	11	4%
ガラス	5	2%
不燃物(不燃性粗大ごみ)	6	2%
がれき	2	1%

表 3-6 より，「すべての産業廃棄物」を規制している自治体が 56%と半数を超えた。また，「併せ産廃等の対象となる産業廃棄物以外すべて」が 13%となっており，産業廃棄物であっても，併せ産廃の対象であれば受け入れている自治体があることがわかる。11%の「プラスチック」に関しては，個人消費に伴い発生した弁当がら等のプラスチックや，プラスチック製品等の産業廃棄物に該当するプラスチックなど様々であり，プラスチックの具体的な対象はわからない。

3-5-2-3 その他の廃棄物への搬入規制における規制品目

事業系ごみに混入する「資源ごみ」、「産業廃棄物」以外の「その他の廃棄物」について、具体的な規制品目を表 3-7 に示す。

表 3-7 その他の廃棄物への搬入規制における規制品目（記述式，n=61）

規制対象	回答自治体数	回答率
処理困難物(施設に被害が及ぶもの，規定のサイズ・量を超えるもの等)	31	51%
剪定枝類	10	16%
家庭用機器	6	10%
家庭系ごみ	4	7%
生ごみ	4	7%
その他	19	31%

表 3-7 より，規制品目として最も多かったのは、「処理困難物」の 51%で，処理施設に被害が及ぶもの，処理能力を超えるもの(規定のサイズや量を超えるもの)等であった。なお，具体的な回答があった品目について以下に示す。

- 有毒性のあるもの，危険性のあるもの，著しく悪臭を発するもの
ガスボンベ類，石油類，工業薬品，火薬類，印刷用インク，現像液，自動車燃料添加剤，農薬，塗料など
- 処分施設などの管理または作業に支障をきたす恐れのあるもの
家電 4 品目(テレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫)，バイク，タイヤ，バッテリー，消火機器，薬品類，土砂，ブロックなどの建設廃材，ソファ，ベッド，小型農業用機械，廃パソコンなど
- 感染性廃棄物
注射器，注射針，血液が付着したガーゼなど

3-5-3 搬入規制の具体的な手法

事業系ごみに混載する「資源ごみ」、「産業廃棄物」、「他自治体のごみ」、「その他の廃棄物」への搬入規制等の事業系ごみ施策において，具体的な施策の内容を表 3-8，表 3-9，表 3-10，表 3-11 それぞれに示す。

表 3-8 資源ごみへの具体的な施策内容（記述式，n=125）

施策内容	回答自治体数	回答率
目視検査	106	85%
展開検査	25	20%
行政指導	10	8%
検査装置	9	7%
廃棄物搬入申告書等による事前予約	8	6%
聞き取り調査	7	6%
電話または窓口対応	3	2%
その他	10	8%

表 3-9 産業廃棄物への具体的な施策内容（記述式，n=259）

施策内容	回答自治体数	回答率
目視検査	208	80%
展開検査	37	14%
聞き取り調査(口頭質問)	29	11%
廃棄物搬入申告書等による事前予約	13	5%
行政指導	11	4%
検査装置	6	2%
電話または窓口対応	5	2%
その他	15	6%

表 3-10 他自治体のごみへの具体的な施策内容（記述式，n=219）

施策内容	回答自治体数	回答率
目視検査	67	31%
住所確認(廃棄物搬入申告書等による事前予約も含む)	53	24%
聞き取り	42	19%
免許証等による個人情報の確認	27	12%
展開検査	16	7%
車両確認(追跡調査等)	7	3%
行政指導	7	3%
独自のごみ袋	5	2%
電話または窓口対応	5	2%
検査装置	4	2%
その他	10	5%

表 3-11 その他の廃棄物への具体的な施策内容（記述式，n=61）

施策内容	回答自治体数	回答率
目視検査	37	61%
展開検査	7	11%
聞き取り調査	6	10%
廃棄物搬入申告書等による事前予約	6	10%
電話または窓口対応	4	7%
専門業者への委託	2	3%
行政指導	2	3%
その他	8	13%

表 3-8，表 3-9，表 3-11 より，資源ごみ，産業廃棄物，その他の廃棄物については，主に目視検査が多く実施されている．次に多かったのが展開検査となっており，搬入物検査が主な規制手法となっていることがわかる．他自治体のごみについては，表 3-10 より，資源ごみや産業廃棄物と同様，目視検査が 31% と最も多いものの，住所確認(24%)，聞き取り(19%)，免許証等による個人情報の確認(12%)など，搬入する前の対策が多く挙げた．よって，他自治体のごみにおいては，搬入物検査だけでなく，事前対策が主に実施されていることがわかる．

3-6 事業系ごみの問題点・課題

自治体における事業系ごみに関する問題点・課題を表 3-12 に示す。

表 3-12 事業系ごみの問題点・課題 (自由記述, n=19)

問題点・課題点	回答自治体数	回答率
事業系と家庭系、一廃と産廃の判断基準	11	58%
排出事業者における廃棄物関係の義務(法律)への理解	3	16%
事業系ごみの搬入規制を図るためのマニュアル化	2	11%
自治体間の処理手数料の格差	2	11%
搬入規制された廃棄物の処理先の確保	2	11%
財政難により規制実施が困難	2	11%
ごみ処理費用の安価な処理施設へのごみの流入	1	5%
規制強化による不法投棄への懸念	1	5%

表 3-12 より、「事業系と家庭系、一廃と産廃の判断基準」が 58%と最も高い割合になったことから、事業系ごみにおける分別の判断基準は難しいことがわかる。例えば、従業員が飲食したペットボトルや弁当がら、缶、びん等を事業所から排出した場合、自治体により産業廃棄物として扱っているところと事業系ごみとして扱っているところに分かれる。このように自治体ごとに処理体制が異なるため、自治体における事業系ごみの分別は難しいと考えられる。また、それに伴い排出事業者における廃棄物処理への理解度(16%)が低くなっていると考えられる。

3-7 人口別実施割合の概要

予備アンケートに回答のあった 338 市を、人口規模別に分類し、人口規模の視点から搬入規制等の事業系ごみ施策の傾向をみる。分類方法は、総務省統計局の都市別人口(2012)¹⁾を基に「人口 30 万人以上の都市(29 市)」、「人口 10 万人以上 30 万人未満の都市(108 市)」、「人口 10 万人未満の都市(201 市)」とする。

表 3-13、表 3-14、表 3-15 はそれぞれ資源ごみ、産業廃棄物、他自治体のごみにおける搬入規制等の事業系ごみ施策の人口別実施割合の概要を示す。なお、表中の施策内容は回答が集中した施策を対象とする。

表 3-13 資源ごみにおける搬入規制等の事業系ごみ施策の人口別実施割合(n=338)

施策内容	30万人以上(n=29)		10万人以上30万人未満(n=108)		10万人未満(n=201)	
	回答自治体数	実施率	実施自治体数	実施率	実施自治体数	実施率
目視検査	12	41%	36	33%	52	26%
展開検査	2	7%	12	11%	10	5%
行政指導	2	7%	4	4%	4	2%
廃棄物搬入申告書等による事前予約	2	7%	2	2%	4	2%
検査装置	1	3%	3	3%	5	2%
聞き取り調査	1	3%	1	1%	4	2%
電話または窓口対応	1	3%	1	1%	1	0%

表 3-14 産業廃棄物における搬入規制等の事業系ごみ施策の人口別実施割合(n=338)

施策内容	30万人以上(n=29)		10万人以上30万人未満(n=108)		10万人未満(n=201)	
	回答自治体数	実施率	実施自治体数	実施率	実施自治体数	実施率
目視検査	18	62%	73	68%	106	53%
展開検査	3	10%	15	14%	18	9%
聞き取り調査(口頭質問)	1	3%	12	11%	14	7%
廃棄物搬入申告書等による 事前予約	0	0%	7	6%	6	3%
行政指導	1	3%	5	5%	5	2%
検査装置	0	0%	2	2%	4	2%
電話または窓口対応	3	10%	1	1%	1	0%

表 3-15 他自治体のごみにおける搬入規制等の事業系ごみ施策の人口別実施割合(n=338)

施策内容	30万人以上(n=29)		10万人以上30万人未満(n=108)		10万人未満(n=201)	
	回答自治体数	実施率	実施自治体数	実施率	実施自治体数	実施率
目視検査	7	24%	26	24%	29	14%
住所確認(廃棄物搬入申告 書等を含む)	6	21%	14	13%	31	15%
聞き取り	3	10%	13	12%	23	11%
免許証等による個人情報の 確認	1	3%	15	14%	10	5%
展開検査	3	10%	6	6%	6	3%
車両確認(追跡調査等)	2	7%	1	1%	3	1%
行政指導	2	7%	2	2%	3	1%
独自のごみ袋	0	0%	1	1%	3	1%
電話または窓口対応	1	3%	2	2%	2	1%
検査装置	0	0%	1	1%	3	1%

表 3-13, 表 3-14, 表 3-15 において, 人口 30 万人以上と 10 万人未満の実施割合を比較すると, 全体的に人口が多いと規制等の対策を行っている割合は高くなる傾向があることが分かった. 特に資源ごみについては, すべての項目において人口 30 万人以上の方が高い割合を示した.

3-8 まとめ

予備アンケート調査により明らかになった、事業系ごみへの搬入規制等の実施実態の概要について、結果のまとめを以下に示す。

1) 規制品目について

- ① 約 4 割の自治体が「資源ごみ」への搬入規制を実施しており、そのうち 81%の自治体が「古紙」を対象としている。
- ② 約 7 割の自治体が「産業廃棄物」への対策を実施しており、そのうち 56%の自治体が「すべての産業廃棄物」を規制しているが、約 1 割の自治体が「併せ産廃等の対象となる産業廃棄物以外すべて」を対象にしていることから、産業廃棄物であっても、併せ産廃等の対象であれば受け入れている自治体がある。
- ③ 約 2 割の自治体が「資源ごみ」、「産業廃棄物」、「他自治体のごみ」以外の「その他の廃棄物」への規制を実施しており、そのうち 51%の自治体が、「処理困難物」を対象としている。

2) 搬入規制の具体的な手法について

- ① 「資源ごみ」、「産業廃棄物」、「その他の廃棄物」については、目視検査や展開検査などの搬入物検査が主な施策となっている。
- ② 他自治体のごみについては、「住所確認」、「聞き取り」、「免許証等による個人情報の確認」など、搬入する前の事前対策が主に実施されている。

3) 事業系ごみの問題点・課題について

- ① 自治体ごとに処理体制が異なるため、事業系ごみの分別は難しく、排出事業者における廃棄物処理への理解度も低くなっている。

4) 人口別実施割合の概要について

- ① 人口 30 万人以上と 10 万人未満の施策の実施割合を比較すると、全体的に人口が多いと搬入規制等の事業系ごみ施策を行っている割合は高くなる傾向がある。
- ② 資源ごみについては、すべての施策において人口 30 万人以上の方が高い割合を示した。

<参考文献>

- 1) 総務省 統計局：都市別人口 <<http://www.stat.go.jp/data/nihon/02.htm>>，2013-12-09
- 2) 環境省：廃棄物の処理及び清掃に関する法律
<<http://law.e-gov.go.jp/htldata/S45/S45HO137.html>>，2013-12-29

第四章 事業系ごみへの搬入規制等の実施実態の詳細

4-1 はじめに

本章では、予備アンケート調査(第三章)の結果を基に、全国の自治体が行う清掃工場における事業系ごみへの搬入規制の実施実態の詳細、及びその他の事業系ごみ施策の実態について、本アンケート調査により把握する。

4-2 目的

本章では、全国の自治体が行う清掃工場における事業系ごみへの搬入規制の実施実態の詳細、及びその他の事業系ごみ施策の実態把握を目的とする。

4-3 調査方法

上記の目的を達成するために、本アンケート調査を実施した。なお、本アンケートを実施するにあたり、ヒアリング調査も実施した。

4-3-1 ヒアリング調査

4-3-1-1 ヒアリング調査の目的

- ① 処理現場における事業系ごみ施策の把握
- ② 本アンケート調査票の質問項目の決定

4-3-1-2 ヒアリング調査の対象と実施時期

ヒアリング調査は、高槻クリーンセンターを対象とし、2013年7月31日に実施した。大阪府高槻市の総人口は35万6,329人(2013年)で、本研究では大都市に分類される。本市では2009年4月から事業系ごみ対策を本格的に開始しており、2010年度の事業系ごみ搬入量は、2008年度比で46%減を達成している(2008年度の5万5,549tから2010年度の3万3,357t)¹⁾。また、高槻クリーンセンターでは希望者への施設見学も実施している。

4-3-1-3 ヒアリング調査の内容

実際の処理現場における事業系ごみ施策を把握するために、施設見学をさせていただいた。また、市の職員の方から処理工程の概要説明、各設備がある現場を見学させていただいた。

本アンケートの作成にあたり、高槻クリーンセンター管理企画チームの方々に作成中の本アンケートの調査票を見ていただき、回答者側としてのご意見をいただいた。

4-3-2 本アンケート調査について

4-3-2-1 本アンケート調査の目的

- ① 全国の自治体が行う清掃工場における事業系ごみへの搬入規制の実施実態の詳細把握.
- ② 搬入規制以外のその他の事業系ごみ施策の実態把握(第五章において、搬入規制のみならず、その他の事業系ごみ施策を考慮した分析を行うため).

4-3-2-2 本アンケート調査の対象

各自治体の HP に掲載されている、もしくは問い合わせにて廃棄物関連の部署宛てのメールアドレスを入手することができた 746 市のうち、予備アンケート調査において回答できない事情があると回答された 1 市を除く、745 市を本アンケート調査の対象とする。

4-3-2-3 本アンケート調査の実施時期

本アンケート調査の実施時期：2013 年 8 月 22 日～2013 年 9 月 6 日

4-3-2-4 本アンケート調査の内容

予備アンケート調査の結果及びヒアリング調査の内容を加味して、本アンケート調査票を作成した。本アンケートの内容は大きく 8 つの項目に分けられる。また、本アンケート調査の目的は「搬入規制の実施実態の詳細把握、及びその他の事業系ごみ施策の実態把握」となっており、その理由は、搬入規制のみならず、その他の事業系ごみ施策を考慮した分析(後述の第五章において実施)、及び提案を行うためである。

なお、質問内容、回答方法、有効回答数を表 4-1 に示し、本アンケートの調査票は付録 2 に掲載する。

4-4 本アンケートの返信状況と人口区分の比較

745 市へ電子メールにて本アンケート調査票を送付し、そのうち 336 件から返信があり、回答件数 336 件中、市からの回答が 332 件、一部事務組合からの回答が 4 件となった。なお、アンケート集計の対象は一部事務組合からの回答を除く 332 市とする(詳しくは「3-4 集計方法について」において説明する)。また、総務省統計局の都市別人口(2012)²⁾をもとに、全国 787 市の人口区分と本アンケートの集計対象市(332 市)の人口区分を比較したところ、人口区分の割合にそれほど差はないといえる(表 4-2)。

表 4-1 本アンケートの内容

項目番号	質問内容	回答方法	有効回答数
1. 基礎情報			
1	事業系ごみの収集運搬体制(可燃ごみ)	選択式(複数回答可)	n=331
2	事業系ごみの収集運搬体制(不燃ごみ)	選択式(複数回答可)	n=328
3	一般廃棄物収集許可業者数	記述式	n=323
4	許可業者による収集事業所数	記述式	n=212
5	市による収集事業所数	記述式	n=264
2. 搬入手続き			
1	許可業者への搬入手続き内容	選択式(複数回答可)	n=179
2	排出事業者への搬入手続き内容	選択式(複数回答可)	n=214
3	許可業者への搬入受付時の確認事項	選択式(複数回答可)	n=213
4	排出事業者への搬入受付時の確認事項	選択式(複数回答可)	n=277
3. 搬入ルール			
1	指定ごみ袋の使用状況	選択式(複数回答可)	n=316
2	産廃・事業系ごみの受け入れ基準・分類	記述式	n=192
3	併せ産廃の受け入れ状況	選択式(択一式)	n=309
4. 搬入規制の実施状況の詳細			
1	検査装置による搬入物検査	記述式	n=21
2	検査装置を使わない搬入物検査	記述式	n=207
3	資源化可能物(事業系古紙等)への搬入規制	選択式(複数回答可)	n=126
4	産廃混入への対策	記述式	n=170
5	他自治体のごみ混入への対策	記述式	n=168
6	生ごみ(事業系食品廃棄物)への搬入規制	記述式	n=38
7	処理困難物への搬入規制	記述式	n=214
5. その他の事業系ごみ施策の実施状況			
1	許可業者への搬入事前予約の義務化	選択式(複数回答可)	n=9
2	自己搬入者への搬入事前予約の義務化	選択式(複数回答可)	n=24
3	ごみピット内に監視カメラの設置	記述式	n=139
4	不適正搬入物の排出場所の特定	記述式	n=77
5	事業系の有料指定袋制度	記述式	n=63
6	事業系ごみ処理手数料の値上げ	記述式	n=103
7	許可業者への研修会等の開催	記述式	n=85
6. 不適正搬入への指導・対応について			
1	許可業者への指導・対応状況	選択式(複数回答可)	n=305
2	排出事業者への指導・対応状況	選択式(複数回答可)	n=275
3	許可業者へのリサイクル指導・対応内容	選択式(複数回答可)	n=155
4	排出事業者へのリサイクル指導・対応内容	選択式(複数回答可)	n=152
5	紹介可能な資源回収事業者(リサイクル業者)数	記述式	n=50
7. 廃棄物処理に関する認知度について			
1	廃棄物処理に関する認知度(許可業者)	選択式(択一式)	n=302
2	廃棄物処理に関する認知度(排出事業者)	選択式(択一式)	n=304
8. 搬入規制の問題点と推進策			
1	搬入規制の問題点	記述式	n=43
2	搬入規制の推進策	記述式	n=33

表 4-2 全国の市と本アンケート集計対象市の人口区分比較

	30万人以上	10万人以上30万人未満	10万人未満	計
全国の市(2012年度)	72(9%)	195(25%)	520(66%)	787(100%)
本アンケート集計対象市	42(13%)	96(29%)	194(58%)	332(100%)

4-5 ヒアリング調査の結果

4-5-1 高槻クリーンセンターの取り組み

高槻市は2009年4月から事業系ごみ対策を本格的に開始しており、2010年度の事業系ごみ搬入量は、2008年度比で46%減を達成している(2008年度の5万5,549tから2010年度の3万3,357t¹⁾)。その主な要因として、「混入物の記録・保存」がある。高槻クリーンセンターでは、搬入台数のおよそ3割分について、搬入時の展開検査を実施している。検査では手作業、または機械を用いて搬入物を展開し、異物混入の様子を撮影、品目の記録を行っている。搬入日時と混入物等の情報はデータ入力し、業者名などで検索すれば過去の混入事案について確認できるようになっている。また、搬入履歴データは関係課で共有され、異物混入など違反のレベルに応じて通知や指導、搬入時の監視強化等、合同で対応している。

4-5-2 施設見学

市の職員の方からごみの収集から処理方法、各設備等の説明を受け、処理工程の概要について説明していただいた。次に、各設備がある現場を見学し、そのスケールの大きさを体感した。また、高槻クリーンセンター施設見学時に撮影した展開検査や検査装置による搬入物検査の様子を図4-1、図4-2に示す。



図 4-1 展開検査の様子



図 4-2 検査装置による搬入物検査の様子

4-5-3 本アンケート調査票への指摘

本アンケートの作成にあたり、高槻クリーンセンター管理企画チームの方々から作成中の本アンケートの調査票について、回答者側としてのご意見をいただいた。以下にその内容を示す。

- ① 搬入手続きについて、許可証や搬入申告書等は内容も呼び名も市によって異なるため、回答者に伝わる表現や説明が必要。
- ② 搬入前(収集運搬体制、搬入手続き、搬入ルール)、搬入時(搬入規制等)、搬入後(指導等)というように、回答者がイメージしやすい質問の順番にする。
- ③ 許可業者による搬入と排出事業者による自己搬入では対応が異なるため、それぞれについて質問を作成する。

4-6 本アンケート調査の結果及び考察

本アンケート調査の結果及び考察を以下に示す。なお、本アンケートの集計方法は、予備アンケートと同様のものとする(詳しくは「3-4 集計方法について」において説明する)。

4-6-1 基礎情報

4-6-1-1 事業系ごみの収集運搬体制

可燃ごみ(混合ごみ)及び不燃ごみの収集運搬体制について、表 4-3、表 4-4 に示す。

表 4-3 可燃ごみ(混合ごみ)の収集運搬体制 (複数回答可, n=331)

収集運搬体制	回答自治体数	回答率
許可収集	313	95%
市による委託収集	46	14%
市による直営収集	22	7%
その他	5	2%

表 4-4 不燃ごみの収集運搬体制 (複数回答可, n=328)

収集運搬体制	回答自治体数	回答率
許可収集	240	73%
無し(事業系の不燃ごみは、許可収集を認めない)	72	22%
市による委託収集	30	9%
市による直営収集	16	5%
その他	6	2%

表 4-3、表 4-4 より、可燃ごみ(混合ごみ)、不燃ごみともに許可業者による収集運搬が中心となっており、許可収集だけでなく市による委託収集・直営収集を行っている市も 1 割程度あることが分かった。

4-6-1-2 一般廃棄物収集許可業者数と収集事業所数

一般廃棄物収集許可業者数と収集事業所数について、表 4-5、表 4-6、表 4-7 に示す。

表 4-5 一般廃棄物収集許可業者数 (記述式, n=323)

収集許可業者数	回答自治体数	回答率
0-10	91	28%
11-20	76	24%
21-30	58	18%
31-40	27	8%
41-50	23	7%
51-60	19	6%
61-70	4	1%
71-80	4	1%
81-90	5	2%
91-100	5	2%
101-	11	3%

表 4-6 許可業者による収集事業所数 (記述式, n=212)

収集事業所数	回答自治体数	回答率
0-100	54	25%
101-1000	96	45%
1001-5000	48	23%
5001-10000	8	4%
10001-	6	3%

表 4-7 市による収集事業所数 (記述式, n=264)

収集事業所数	回答自治体数	回答率
0-10	231	88%
11-100	11	4%
101-1000	11	4%
1001-5000	9	3%
5001-	2	1%

表 4-5 より, 一般廃棄物収集許可業者数は, 0~10 社の自治体が 28%と最も高くなり, 全体の平均は約 29 社となった. また, 30 社以内の自治体は 7 割, 30 社以上の自治体は 3 割となったことから, 許可業者数は必要最低限の数にすることで, スムーズな収集運搬体制の構築が可能であるため, 全国的に少数体制の傾向があると考えられる.

表 4-6 より, 許可業者による収集事業所数は 101~1000 件が 45%と最も高く, 全体の平均事業所数は約 1669 件となった. また, 表 4-7 より, 市による収集事業所数は 0~10 件が 88%と最も高く, 全体の平均事業所数は約 156 件となった. なお, 一般廃棄物収集許可業者数・収集事業所数の平均の算出方法は, 記述式による具体的な数値の平均である.

4-6-2 搬入手続き

4-6-2-1 搬入手続きの内容

許可業者及び排出事業者への搬入手続きの内容について, 表 4-8, 表 4-9 に示す.

表 4-8 許可業者への搬入手続きの内容 (複数回答可, n=179)

申告内容・確認事項	回答自治体数	回答率
ごみ搬入者(許可業者)の会社名・運転手名・車両番号等の情報	166	93%
廃棄物の内容物(重量や種類)	135	75%
排出事業者名	92	51%
廃棄物の搬入日時	68	38%
回収ルート	10	6%
その他	25	14%

表 4-9 排出事業者への搬入手続きの内容 (複数回答可, n=214)

申告内容・確認事項	回答自治体数	回答率
廃棄物運搬者(自己搬入者)の氏名・会社名・車両番号等の情報	198	93%
廃棄物の内容物(重量や種類)	192	90%
ごみの発生場所	152	71%
廃棄物の搬入日時	110	51%
廃棄物の積み込み日時	8	4%
その他	35	16%

表 4-8, 表 4-9 より, 許可業者・排出事業者ともに「搬入者情報」の確認が 93%となり, ほとんどの自治体で実施されている。また, 「廃棄物の内容物」, 「ごみの発生場所(許可業者の場合は排出事業者名)」, 「廃棄物の搬入日時」については, 許可業者と比べ, 排出事業者が 10~20%実施率が高くなっている。さらに, 排出事業者においては廃棄物の積み込み日時まで把握している自治体(4%)があり, 具体的には搬入違反歴のある排出事業者等に対して, 実際にごみの発生現場にて積み込みの確認まで行っているという回答もあった。

4-6-2-2 搬入受付時の確認事項

許可業者・排出事業者への搬入受付時の確認事項について, 表 4-10 に示す。

表 4-10 許可業者・排出事業者への搬入受付時の確認事項 (複数回答可)

搬入時の確認事項	許可業者(n=213)		排出事業者(n=277)	
	回答自治体数	回答率	回答自治体数	回答率
免許証等の身分証明書の確認	7	3%	49	18%
搬入物に関する聞き取り調査(口頭質問)	90	42%	231	83%
車両番号の確認	175	82%	146	53%
搬入許可証等の書類確認	58	27%	66	24%
その他	126	59%	89	32%

表 4-10 より, 搬入受付時の確認事項について, 許可業者は「車両番号の確認」が 82%, 排出事業者は「口頭質問」が 83%と最も高くなった。また, 「身分証明書の確認」, 「搬入許可証等の書類確認」は許可業者及び排出事業者ともに約 3 割以下となり, 書類等を使った確認の実施率は比較的低いことが分かる。

4-6-3 搬入ルール

4-6-3-1 指定ごみ袋について

事業系ごみの収集運搬に使用されている指定ごみ袋について, 表 4-11 に示す。

表 4-11 指定ごみ袋の使用状況 (複数回答可, n=316)

指定ごみ袋の使用状況	回答自治体数	回答率
ごみ袋の指定はしていない	169	53%
透明の袋を使用することが義務化している	90	28%
透明・半透明の袋に入れるよう指導	35	11%
他市のごみと区別できるように, 色つきの袋の使用を義務化している	17	5%
指定袋同等品の使用	4	1%
事業者名・住所・事業主等の記入	4	1%
許可業者のみ指定袋を使用	4	1%
その他	9	3%

表 4-11 より, 事業系ごみの収集運搬において, 「ごみ袋は指定していない」という自治体が 53%と最も高くなった。しかし, 「透明の袋の使用を義務化(28%)」, 「透明・半透明の袋に入れるよう指導(11%)」, 「色つきの袋の使用を義務化(5%)」等の指定ごみ袋の普及への動きもあることが分かる。

4-6-3-2 産廃・事業系ごみの受け入れ基準・分類

本来事業所で発生したプラスチック類のごみは、廃棄物処理法³⁾では産廃だが、自治体によっては事業系ごみとして受け入れを許可(黙認)している場合もある。プラスチック類のように自治体によって対応の異なる場合があるごみについて、受け入れ基準が異なるごみの種類を表 4-12 に示す。また、表 4-12 中の「プラスチック類」の分類について、表 4-13 に示す。

表 4-12 受け入れ基準が異なるごみの種類 (記述式, n=192)

種類	回答自治体数	回答率
プラスチック類	168	88%
金属類	29	15%
缶	17	9%
びん	17	9%
紙くず	17	9%
木くず	17	9%
ガラスくず	15	8%
繊維くず	15	8%
ペットボトル	15	8%
事務用品	6	3%
その他	29	15%

表 4-13 「プラスチック類」の分類 (n=168)

種類	回答自治体数	回答率
事業系ごみ	119	71%
産業廃棄物	38	23%
資源ごみ	2	1%
その他	9	5%

表 4-12, 表 4-13 より、受け入れ基準が異なるごみの種類は「プラスチック類」が 88%と最も高くなった。なお、「プラスチック類」の分類としては事業系ごみが 71%、産業廃棄物が 23%となり、事業系ごみという位置づけで受け入れている割合が高くなった。

4-6-3-3 併せ産廃の受け入れ状況

併せ産廃の受け入れ状況について表 4-14 に示す。また、併せ産廃として受け入れている具体的な受け入れ項目を付録 3 に掲載する。

なお、併せ産廃とは、一般廃棄物と産業廃棄物を「併せて」処理することで、廃棄物処理法³⁾においても認められている(第 11 条第 2 項)。

表 4-14 併せ産廃の受け入れ状況 (択一式, n=309)

受入状況	回答自治体数	回答率
併せ産廃は許可しており、条例等にも明文化している	92	30%
併せ産廃は許可しているが、条例等に明文化はしていない	25	8%
併せ産廃は許可していないが、産廃の混入が見受けられる	81	26%
併せ産廃は許可しておらず、産廃の混入も見受けられない	84	27%
その他	27	9%

表 4-14 より、「併せ産廃は許可しており、条例等にも明文化している」という自治体が 30%と最も高くなった。また、明文化の有無にかかわらず、併せ産廃を許可していない自治体が 53%、併せ産廃を許可している自治体が 38%となっており、全体としては併せ産廃を許可していない自治体が多いのが現状であるといえる。

4-6-4 搬入規制の実施状況の詳細

4-6-4-1 検査装置による搬入物検査

4-6-4-1-1 検査装置による搬入物検査の内容

現在、清掃工場における搬入物検査に検査装置を導入している自治体がある。その検査方法・手順について、表 4-15 に示す。また、検査員の人数、検査に要する時間(パッカー車 1 台あたり)を表 4-16、表 4-17 にそれぞれ示す。

表 4-15 検査装置による搬入物検査の内容 (記述式, n=21)

検査内容	回答自治体数	回答率
ごみピットに投入する前までに、ベルトコンベア上に搬入物を投入し、搬入不適物が混入されていないか目視・展開でチェック	13	62%
ごみピットに投入する前までに、ダンピングボックスに搬入物を投入し、搬入不適物が混入されていないか目視・展開でチェック	8	38%

表 4-15 より、搬入されたごみは、ごみピットに投入されるまでにベルトコンベア(62%)、もしくはダンピングボックス(38%)に投入され、搬入不適物が混入されていないかを目視及展開検査により確認されている。なお、実際に使用されているダンピングボックス⁴⁾を図 4-3 に示す。なお、ベルトコンベアは「図 4-2 検査装置による搬入物検査の様子」に示したとおりである。



図 4-3 ダンピングボックス⁴⁾

表 4-16 検査装置による搬入物検査の検査員の人数 (記述式, n=21)

検査員の人数	回答自治体数	回答率
1名	3	14%
2名	4	19%
3名	4	19%
4名	5	24%
5名	1	5%
6名	2	10%
7名	0	0%
8名	0	0%
9名	2	10%

表 4-17 検査装置による搬入物検査の検査時間 (記述式, n=21)

検査時間	回答自治体数	回答率
1-5分	4	19%
6-10分	9	43%
11-15分	2	10%
16-20分	3	14%
21-25分	1	5%
26-30分	1	5%
不明	1	5%

表 4-16 より, 検査装置による搬入物検査において, 検査員の人数は平均が約 3.7 人で 4 名以下が 76%となり, 少人数体制であることが分かる. また, 表 4-17 より, 検査に要する時間(パッカー車 1 台あたり)は平均が約 12.5 分で, 10 分以内が 62%となり, 短時間で検査を行うことができるようである. なお, 検査員・検査時間の平均の算出方法は, 記述式による具体的な数値の平均である.

4-6-4-1-2 検査装置による搬入物検査の実施状況

2012 年度における検査装置による搬入物検査の実施件数(車両台数)について, 表 4-18 に示す. また, 検査の実施頻度について, 表 4-19 に示す.

表 4-18 検査装置による搬入物検査の実施件数 (記述式, n=21)

検査実施件数	回答自治体数	回答率
0-10件	0	0%
11-100件	1	5%
101-500件	6	29%
501-1000件	2	10%
1001件以上	1	5%
不明	11	52%

表 4-19 検査装置による搬入物検査の実施頻度（択一式，n=21）

実施頻度	回答自治体数	回答率
常時	8	38%
週1回程度(決められた曜日)	0	0%
週1回程度(曜日は決められていない)	2	10%
月1回程度(決められた日・曜日)	0	0%
月1回程度(日・曜日は決められていない)	1	5%
不定期(回数・曜日共に決められていない、抜き打ち)	6	29%
「1日〇件」というように1日の検査件数が決まっている	1	5%
その他	3	14%

表 4-18, 表 4-19 より, 検査実施数は 101~500 件の自治体が最も多く, 実施頻度は常時検査の自治体が 38%と最も高くなった. なお, 不定期(抜き打ち)の自治体は 29%となり, 常時検査の自治体を除くと, 定期的に検査を実施している自治体は少ないことがわかる.

4-6-4-1-3 検査装置による搬入物検査の記録方法と対象決定

検査装置による搬入物検査の記録方法について, 表 4-20 に示す. また, 検査対象の決定方法について, 表 4-21 に示す.

表 4-20 検査装置による搬入物検査の記録方法（複数回答可，n=21）

記録方法	回答自治体数	回答率
違反搬入品目の記録	20	87%
搬入者情報(許可業者名、排出事業者名等)の記録	19	83%
異物混入の様子を撮影	16	70%
違反搬入情報はデータ入力している(以降、過去の混入事案が確認できる)	11	48%
特に記録は残していない	1	4%
その他	2	9%

表 4-20 より, 「違反搬入品目の記録」, 「搬入者情報(許可業者名、排出事業者名等)の記録」, 「異物混入の様子を撮影」は, 7 割以上が実施しているが, 記録を残さないという自治体も 4%と僅かであった. また, 違反搬入情報をデータ入力している自治体が 48%となっており, 検査以降における過去の混入事案が確認できる体制づくりも進んでいると言える.

表 4-21 検査装置による搬入物検査対象の決定方法（自由記述式，n=15）

検査対象の決定方法	回答自治体数	回答率
パッカー車で搬入する事業者すべて	7	47%
各社公平になるように計画	5	33%
以前に違反等があった車両	4	27%
検査日時に来た業者	2	13%
前回の検査から一定期間経過した車両	2	13%
事前に許可申請書が提出されていない一般有料事業者	1	7%
無作為	2	13%

表 4-21 より、検査装置による搬入物検査の対象は以下の①~④のパターンで決定されているといえる。

- ① 搬入者全て
- ② 計画的に決定(各社公平になるように計画, 前回の検査から一定期間経過した車両, 事前に許可申請書が提出されていない一般有料事業者)
- ③ 搬入歴により決定(以前に違反等があった車両)
- ④ 無作為(検査日時に来た業者)

4-6-4-1-4 検査装置導入の目的

検査装置を導入している自治体が、装置を導入した目的について、表 4-22 に示す。

表 4-22 検査装置導入の目的 (自由記述式, n=17)

検査装置導入の目的	回答自治体数	回答率
不適正搬入物の発見及び強化	15	88%
資源ごみ等の分別・規制	6	35%
検査作業の効率化, 検査精度の向上化	1	6%
トラック搬入者の安全性確保	1	6%
市外からのごみ流入の防止	1	6%
異物混入による清掃工場の不具合防止	1	6%

表 4-22 より、検査装置導入の目的として最も多かったのは「不適正搬入物の発見及び強化」が 88%で、続いて「資源ごみ等の分別・規制」が 35%となった。検査作業の効率化等よりも、やはり搬入の適正化が導入の最大の目的であることがわかる。

4-6-4-2 検査装置を使わない搬入物検査

4-6-4-2-1 検査装置を使わない搬入物検査の内容

清掃工場における検査装置を使わない搬入物検査について、その検査内容を、表 4-23 に示す。また、検査員の人数、検査に要する時間(パッカー車 1 台あたり)を表 4-24、表 4-25 にそれぞれ示す。

表 4-23 検査装置を使わない搬入物検査の内容 (記述式, n=207)

検査内容	回答自治体数	回答率
目視検査	196	95%
搬入されたごみを一旦工場内に降ろし, 作業員が手作業で中のごみを確認(展開検査)	144	70%
その他	2	1%

表 4-23 より、検査装置を使わない搬入物検査については、目視検査が 95%と最も高くなっている。また、ごみの展開検査まで実施している自治体が 70%となっており、検査装置を使わない搬入物検査では、目視検査及び(必要があれば)展開検査の併用が、現在の主流となっている。

表 4-24 検査装置を使わない搬入物検査の検査員の人数 (記述式, n=207)

検査員の人数	回答自治体数	回答率
1名	12	6%
2名	37	18%
3名	31	15%
4名	30	14%
5名	26	13%
6名	24	12%
7名	6	3%
8名	11	5%
9名	2	1%
10名	13	6%
11名	1	0%
12名	3	1%
13名	2	1%
14名	2	1%
15名	4	2%
16名	0	0%
17名	0	0%
18名	0	0%
19名	0	0%
20名	3	1%

表 4-25 検査装置を使わない搬入物検査の検査時間 (記述式, n=207)

検査時間	回答自治体数	回答率
1-5分	35	17%
6-10分	38	18%
11-20分	57	28%
21-30分	36	17%
31-40分	5	2%
41-50分	1	0%
51-60分	9	4%
61-70分	1	0%
71-80分	0	0%
81-90分	3	1%
91-100分	0	0%
101分以上	3	1%
不明	19	9%

表 4-24 より、目視・展開検査において、検査員の平均人数は 5.2 人で、検査装置の検査員の平均(約 3.7 人)よりも約 1.5 人多いことが分かった。また、表 4-25 より、検査に要する時間(パッカー車 1 台あたり)は平均が約 21.7 分で、検査装置の検査時間の平均(約 12.5 分)よりも約 9.2 分多いことがわかった。なお、検査員・検査時間の平均の算出方法は、記述式による具体的な数値の平均である。

4-6-4-2-2 検査装置を使わない搬入物検査の実施状況

2012年度における検査装置を使わない搬入物検査(目視・展開検査)の実施件数(車両台数)について、表 4-26 に示す。また、検査の実施頻度について、表 4-27 に示す。

表 4-26 検査装置を使わない搬入物検査の実施件数 (記述式, n=207)

検査実施件数	回答自治体数	回答率
0-10件	37	18%
11-100件	60	29%
101-500件	20	10%
501-1000件	3	1%
1001件以上	38	18%
不明	49	24%

表 4-27 検査装置を使わない搬入物検査の実施頻度 (択一式, n=207)

実施頻度	回答自治体数	回答率
常時	57	28%
週1回程度(決められた曜日)	1	0%
週1回程度(曜日は決められていない)	2	1%
月1回程度(決められた日・曜日)	2	1%
月1回程度(日・曜日は決められていない)	8	4%
不定期(回数・曜日共に決められていない、抜き打ち)	100	48%
「1日〇件」というように1日の検査件数が決まっている	3	1%
その他・不明	34	16%

表 4-26、検査実施件数は 11～100 件の自治体が最も多くなったが、0～10 件が 18%、1000 件以上が 18%となり、自治体によってかなり差があると言える。また、表 4-27 より、実施頻度は不定期の自治体が 48%と最も高くなった。なお、常時検査の自治体を除くと、定期的に検査を実施している自治体は少ないことがわかる。

4-6-4-2-3 検査の記録方法と対象決定

検査装置による搬入物検査の記録方法について、表 4-28 に示す。また、検査対象の決定方法について、表 4-29 に示す。

表 4-28 検査装置を使わない搬入物検査の記録方法 (複数回答可, n=207)

記録方法	回答自治体数	回答率
違反搬入品目の記録	121	58%
搬入者情報(許可業者名, 排出事業者名等)の記録	125	60%
異物混入の様子を撮影	110	53%
違反搬入情報はデータ入力している(以降、過去の混入事案が確認できる)	59	29%
特に記録は残していない	22	11%
その他	7	3%

表 4-29 検査対象の決定方法 (記述式, n=207)

検査対象の決定方法	回答自治体数	回答率
許可業者	59	29%
搬入者すべて	35	17%
違反歴のある業者	34	16%
無作為	33	16%
検査実施期間内に搬入のあった業者	27	13%
聞き取り調査等により、不審と思われる業者	10	5%
直接搬入者	9	4%
前回の検査から一定期間経過した車両	5	2%
各社公平になるように計画	4	2%
パッカー車以外の車両で搬入した搬入者全て	2	1%
新規に搬入した事業者	2	1%
搬入量の増加が著しい業者	2	1%
その他	17	8%

表 4-28 より、「違反搬入品目の記録」、「搬入者情報(許可業者名、排出事業者名等)の記録」、「異物混入の様子を撮影」は、5 割以上が実施しているが、記録を残さないという自治体も 1 割あった。また、違反搬入情報をデータ入力している自治体が 29%となっており、検査装置(43%)の実施率と比べると低い割合となった。

表 4-29 より、目視・展開検査の対象は以下の①~④のパターンで決定されているといえる。

- ① 搬入者全て
- ② 検査対象があらかじめ決まっている(許可業者、直接搬入者、パッカー車以外の車両で搬入した搬入者全て、新規に搬入した事業者)
- ③ 計画的に決定(各社公平になるように計画、前回の検査から一定期間経過した車両)
- ④ 搬入歴等により決定(違反歴のある業者、聞き取り調査により不審と思われる業者、搬入量の増加が著しい業者)
- ⑤ 無作為(検査日時に来た業者)

4-6-4-2-4 今後の検査装置導入の必要性

目視・展開検査による搬入物検査を実施している自治体の、今後の検査装置導入の必要性に対する意向について、表 4-30 に示す。また、検査装置導入を検討していない自治体の導入できない理由、または必要ないと考える理由について、表 4-31 に示す。

表 4-30 今後の検査装置導入の必要性 (択一式, n=207)

自治体の意向	回答自治体数	回答率
検査装置導入を検討している	9	4%
検査装置導入を検討していない	179	86%
その他	19	9%

表 4-31 検査装置を導入できない理由，または必要ないと考える理由（記述式，n=171）

導入していない理由	回答自治体数	回答率
現在の検査方法で十分対応可能	106	62%
予算的に導入は厳しい	77	45%
設置スペースの確保が困難	19	11%
手作業による確認方法が確実である	5	3%
人的に厳しい	3	2%
処理量が小規模なため(現在の検査頻度では費用対効果が薄い)	3	2%
その他	13	8%

表 4-30 より，現在検査装置を導入していない自治体について，今後検査装置の導入を検討している自治体は僅か4%，導入を検討していない自治体は86%となり，検査装置の導入に前向きな自治体は少ないことがわかった。

なお，表 4-31 より，導入を検討していない自治体(179 市)について，導入できない理由，または必要ないと考える理由は，「現在の検査方法で十分対応可能(62%)」，「予算的に導入は厳しい(45%)」となった。「現在の検査方法で十分対応可能」については，「人による手検査の実績から概ね良好」，「機械では区域外のごみかどうかの判別は不可能であるため」と考える自治体があった。「予算」については，焼却炉の維持管理に多額の予算が必要で，導入が困難という理由が多かった。さらに，「設置スペースの確保が困難」については，各工場においてベストの処理体制・検査体制が確保されているという回答があった。

4-6-4-3 資源化可能物への搬入規制について

4-6-4-3-1 規制対象品目と根拠について

事業系ごみに混入される「資源化可能物」で，搬入規制の対象となっている品目について，実施中，検討中，検討もされていない品目を表 4-32，表 4-33，表 4-34 それぞれに示す。また，規制の根拠について表 4-35 に示す。

表 4-32 規制実施中の資源化可能物（複数回答可，n=126）

実施中の品目	回答自治体数	回答率
びん	96	76%
缶	95	75%
金属類	91	72%
古紙	81	64%
衣類・布類	47	37%
木くず(剪定枝類)	28	22%
生ごみ(厨芥類)	2	2%
その他	7	6%

表 4-33 規制を検討中の資源化可能物（複数回答可，n=19）

検討中の品目	回答自治体数	回答率
木くず(剪定枝類)	12	63%
生ごみ(厨芥類)	10	53%
缶	5	26%
びん	4	21%
金属類	2	11%
古紙	1	5%
衣類・布類	0	0%

表 4-34 規制の検討もされていない資源化可能物（複数回答可，n=63）

検討もされていない品目	回答自治体数	回答率
生ごみ(厨芥類)	57	90%
木くず(剪定枝類)	47	75%
衣類・布類	44	70%
古紙	28	44%
缶	20	32%
びん	19	30%
金属類	19	30%
その他	3	5%

表 4-32 より，びん・缶・金属類・古紙が 6 割以上の自治体で規制の対象としていることがわかった。なお，びん・缶・金属類に関しては，産廃に分類される品目であるため，回答率も高くなっていると考えられ，資源化物として規制しているとは言い切れない。

また，表 4-33，表 4-34 より，検討もされていない品目において木くず(剪定枝類)，生ごみ(厨芥類)は 7 割を超えているが，検討中の品目としては，両者ともに 5 割以上となっていることから，規制しにくい品目ではあるが，規制していく動きがあると予測できる。

表 4-35 資源化可能物への搬入規制の根拠（複数回答可，n=126）

規制の根拠	回答自治体数	回答率
条例・要綱に明文化はされていないが，それらの主旨に基づく行政判断	61	48%
一般廃棄物処理計画に規定	40	32%
条例に明文化	30	24%
要綱に明文化	8	6%
その他	21	17%

表 4-35 より，資源化可能物への搬入規制の根拠は，「各自治体の行政判断」，「一般廃棄物処理計画に規定」となっていることがわかる。「その他」の内容は主に自治体が設定する「搬入許可基準」や「施設能力・処理体制による行政判断」等であった。

4-6-4-3-2 資源化への取り組み状況

現在実施している、事業系ごみの資源化への取り組み状況について、表 4-36 に示す。

表 4-36 資源化への取り組み状況 (複数回答可, n=126)

取り組み内容	回答自治体数	回答率
資源物の持ち込みに関する問い合わせに対応	81	64%
搬入規制の対象となる資源ごみの品目を公表	72	57%
品目別(古紙・木くず等)の回収業者の名簿を公表	31	25%
資源回収業者の紹介や選び方の指導	21	17%
食品関連事業者・多量排出事業者等への資源化指導	6	5%
事業系紙類の割引・無料による受け入れ	2	2%
「減量等計画書」の提出	2	2%
その他	6	5%

表 4-36 より、事業系ごみの資源化への取り組みとして、「資源物の持ち込みに関する問い合わせへの対応」、「搬入規制の対象となる資源ごみの品目の公表」が約 6 割の自治体で実施されていることが分かった。また、「品目別の回収業者の名簿の公表」までしている自治体も 25%あり、資源化に関する情報提供が主な資源化への取り組みとなっている。

4-6-4-4 産廃混入への対策について

事業系ごみに混入する可能性があるとしてされている産廃について、産廃混入への対策を表 4-37 に示す。また、産廃混入への対策の根拠について、表 4-38 に示す。

表 4-37 産廃混入への対策 (記述式, n=170)

対策の内容	回答自治体数	回答率
搬入物検査	56	33%
適正区分について事前指導・立入調査・訪問指導	40	24%
啓発物(パンフレット・チラシ・HP等)	36	21%
聞き取り調査	20	12%
研修会・説明会の開催	12	7%
搬入申請	12	7%
許可証に条件を明記	2	1%
看板設置	2	1%
その他	25	15%

表 4-38 産廃混入への対策の根拠 (複数回答可, n=170)

規制の根拠	回答自治体数	回答率
条例・要綱に明文化はされていないが、それらの主旨に基づく行政判断	81	48%
条例に明文化	56	33%
一般廃棄物処理計画に規定	32	19%
要綱に明文化	11	6%
その他	28	16%

表 4-37 より、「搬入物検査」による産廃が混入した状態での焼却を防いでいる自治体が 33%と最も高くなった。未然策としては「適正区分について事前指導・立入調査・訪問指導」、「啓発物(パンフレット・チラシ・HP 等)」が行われている。訪問指導等の対象は、多量排出事業者等や新規に開業した飲食店などに絞っているようである。また、指導に関する回答において、許可業者が排出事業者の指導員として指導にあたるという記述もあり、許可業者の役割は大きいと考えられる。その他の内容としては、「収集車両を区分(事業系、産廃、委託)」、「搬入者の記録」、「事前に公表した指導期間内における徹底指導」等であった。

表 4-38 より、対策の根拠は「各自治体の行政判断」が 48%と最も高く、産廃混入への対策は、各自治体の行政判断によって実施されていることがわかる。

4-6-4-5 他自治体のごみ混入への対策について

事業系ごみに混入する可能性があるとしてされている他自治体のごみについて、他自治体のごみ混入への対策を表 4-39 に示す。また、他自治体のごみ混入への対策の根拠について、表 4-40 に示す。

表 4-39 他自治体のごみ混入への対策 (記述式, n=168)

対策の内容	回答自治体数	回答率
搬入物検査	69	41%
排出者情報(住所、氏名、排出場所等)の聞き取り	55	33%
市の指定ごみ袋の使用	50	30%
搬入申込書等の書類確認	17	10%
運転免許証の提示	13	8%
許可業者への研修会・指導	9	5%
車両番号の確認	7	4%
看板設置	3	2%
電話予約制度の導入	3	2%
車両の色指定	2	1%
その他	1	1%

表 4-40 他自治体のごみ混入への対策の根拠 (複数回答可, n=160)

規制の根拠	回答自治体数	回答率
条例・要綱に明文化はされていないが、それらの主旨に基づく行政判断	68	43%
条例に明文化	41	26%
一般廃棄物処理計画に規定	28	18%
要綱に明文化	12	8%
その他	24	15%

表 4-39 より、「搬入物検査」による対策が 41%と最も高くなった。実施内容としては、搬入物に含まれる伝票や封筒、レシート等を証拠に他自治体のごみの判明を行っていることがわかった。また、「排出者情報について聞き取り(33%)」については、受付にて住所、氏名、搬入内容物、排出場所等を確認し、必要であれば搬入者の運転免許証の提示や車検証による搬入者及び搬入車両の確認まで行っている場合もある。「市の指定ごみ袋の使用(30%)」については、「指定袋の色による判断」や「袋に印刷してある市名による判断」等があり、他自治体との明確なごみの差別化が行われている。

なお、少数ではあるが「搬入申込書等の書類確認(10%)」、「許可業者への研修会・指導(5%)」について、搬入申込書等の利用方法は、「書類に記載されている事業所のごみ排出量と、当処理施設へ搬入されたごみの搬入月報の値を比較し、大きく差異が無いかを確認」等があり、指導内容については、「許可業者には一般廃棄物収集運搬業許可証に収集運搬区域を明記し、指導を行う」、「市をまたいでおこなう工事などについては、事前に場所を確認し、混入しないように指導」等の回答があった。

表 4-40 より、対策の根拠は「各自治体の行政判断」が 43%と最も高く、他自治体のごみ混入への未然策は、各自治体の行政判断によって実施されていることがわかる。

4-6-4-6 生ごみ(事業系食品廃棄物)への搬入規制等について

現在実施されている、生ごみ(事業系食品廃棄物)への搬入規制等の取り組みについて、表 4-41 に示す。また、生ごみへの搬入規制等の根拠について、表 4-42 に示す。

表 4-41 生ごみへの搬入規制等の取り組み状況 (複数回答可, n=38)

取り組み内容	回答自治体数	回答率
生ごみ処理機器の設置者に補助金を交付	14	37%
食品リサイクル法推進	7	18%
食品関連事業者等に対する再資源化の推奨・実施	6	16%
「減量計画書」の提出	3	8%
訪問調査等による減量啓発	2	5%
市内学校給食残渣の堆肥化	2	5%
パンフレットの作成・配布	2	5%
市ウェブサイトでの周知	2	5%
生ごみ堆肥化施設の紹介	2	5%
生ごみ搬入への事前申告	2	5%
生ごみ搬入への数量制限	2	5%
その他	7	18%

表 4-42 生ごみへの搬入規制等の根拠 (複数回答可, n=30)

規制の根拠	回答自治体数	回答率
条例・要綱に明文化はされていないが、それらの主旨に基づく行政判断	14	47%
一般廃棄物処理計画に規定	7	23%
条例に明文化	5	17%
要綱に明文化	2	7%
その他	4	13%

表 4-41 より、「生ごみ処理機器の設置者に補助金を交付」による減量施策を実施している自治体が 38%と最も高く、「食品リサイクル法推進」や「食品関連事業者等に対する再資源化の推奨・実施」等の生ごみの再資源化の取り組みも推進されつつある。また、「減量計画書」の対象は特定食品関連事業者や多量排出事業者等で、搬入物の種類及び発生量等を記載することになっている。

表 4-42 より、対策の根拠は「各自治体の行政判断」が 47%と最も高く、生ごみへの搬入規制は、各自治体の行政判断によって実施されていることがわかる。

4-6-4-7 処理困難物への搬入規制

処理困難物として規制の対象となる具体的な品目については、種類が多岐にわたり表にまとめることが困難だったため、付録4に掲載する。

4-6-5 その他の事業系ごみ施策の実施状況

4-6-5-1 許可業者への搬入事前予約の義務化について

許可業者への搬入事前予約の義務化を実施する目的について、表4-43に示す。

表4-43 許可業者への搬入事前予約を義務化する目的（複数回答可，n=9）

目的	回答自治体数	回答率
ごみの発生場所・排出者の住所が規定の範囲内かを確認するため	8	89%
搬入物に規制の対象となるごみ(資源ごみ・産廃・他自治体のごみ)が含まれていないかを事前に確認するため	7	78%
搬入物が規定のサイズや量であるかを確認するため(〇〇kg, 〇〇cm以内など)	6	67%
搬入違反が発生した場合に、ごみの発生場所を特定するため	3	33%
その他	2	22%

表4-43より、ごみの発生場所・排出者の住所確認(89%)、搬入物の事前確認(78%)、搬入物のサイズや量の確認(67%)となり、3項目全て重要な目的であるといえる。

また、「その他」の内容は、「処理機械の能力上、処理の円滑化を図るため」、「適正燃焼を維持するため」であった。

4-6-5-2 自己搬入者への搬入事前予約の義務化について

自己搬入者への搬入事前予約の義務化を実施する目的について、表4-44に示す。

表4-44 自己搬入者への搬入事前予約を義務化する目的（複数回答可，n=24）

目的	回答自治体数	回答率
搬入物に規制の対象となるごみ(資源ごみ・産廃・他自治体のごみ)が含まれていないかを事前に確認するため	24	100%
ごみの発生場所・排出者の住所が規定の範囲内かを確認するため	23	96%
搬入物が規定のサイズや量であるかを確認するため(〇〇kg, 〇〇cm以内など)	20	83%
その他	5	21%

表4-44より、搬入物の事前確認(100%)、ごみの発生場所・排出者の住所確認(96%)、搬入物のサイズや量の確認(83%)となり、3項目全て重要な目的であるといえる。

また、「その他」の内容は、「搬入時間の割り振り」、「処理機械の能力上、処理の円滑化を図るため」、「土・日曜日は市の職員が不在のため」、「事前に搬入量を把握し、焼却量や処理量の調整を行うため」、「処理施設の混雑緩和(午前・午後の予約数の調整)」であった。

4-6-5-3 監視カメラの設置について

ごみピット内における監視カメラ設置による搬入物監視の目的について、表 4-45 に示す。

表 4-45 監視カメラ設置による搬入物監視の目的（記述式，n=139）

目的	回答自治体数	回答率
搬入状況の確認・運転管理(ごみ量把握・処理困難物等)	66	47%
不適正搬入の監視・抑止(内容物監視含む)	49	35%
火災・事故等の安全対策	44	32%
市指定の袋を使用しているか・袋の色で他市ごみ搬入を監視	15	11%
不適正搬入者・車両の特定	9	6%
搬入物監視が目的ではない	4	3%
プラットホーム内の車両混雑具合の確認	2	1%

表 4-45 より、監視カメラ設置による搬入物監視の目的は、「搬入状況の確認・運転管理(ごみ量把握・処理困難物等)」が 47%と最も高く、「火災・事故等の安全対策(32%)」等の回答もあり、施設運営に関する目的が多くなった。また、搬入抑制に関しては、「不適正搬入の監視・抑止(35%)」、「指定ごみ袋の確認(11%)」等の目的が多くなった。

4-6-5-4 不適正搬入物の排出場所の特定

不適正搬入物の排出場所を特定するための方法・手段について、表 4-46 に示す。

表 4-46 不適正搬入物の排出場所を特定するための方法・手段（記述式，n=77）

方法・手段	回答自治体数	回答率
搬入者へのヒアリング調査(搬入車両の運転者等へ)	48	62%
展開検査による内容物の確認・証拠品(商品の納品伝票等)による特定	34	44%
搬入申込書や受付表等による住所の特定	7	9%
現地調査	2	3%
その他	5	6%

表 4-46 より、不適正搬入物の排出場所の特定方法は、「搬入者へのヒアリング調査(62%)」、「展開検査による内容物の確認・証拠品による特定(44%)」の回答が多くなった。また、「その他」には、「排出先を特定するよう許可業者に要請」、「許可収集では指定袋に排出事業者名を記入することを義務付けており、排出者を特定することができる」等があり、許可業者の役割が大きくなっていることがわかる。

4-6-5-5 事業系の有料指定袋制度について

事業系の有料指定袋制度における、指定袋 1 枚(45L 換算)当たりの値段について、表 4-47 に示す。なお、有料指定袋制度を実施していると回答した自治体数は 63 市であったが、45L 換算が可能な自治体数は 44 市となった。

表 4-47 有料指定袋 1 枚(45L 換算)当たりの値段 (記述式, n=44)

有料指定袋の値段(45L換算)	回答自治体数	回答率
～99円	24	54%
100円～199円	12	27%
200円～299円	6	14%
300円～	2	5%

表 4-47 より, 指定袋 1 枚(45L 換算)当たりの値段は, 「～99 円」が 54%と最も高く, 100 円を超える自治体は比較的少ない。

4-6-5-6 事業系ごみ処理手数料の値上げについて

2012 年度における事業系ごみ処理手数料と値上げ率を表 4-48, 回答別の使用データを表 4-49, 手数料値上げの可能性を表 4-50 にそれぞれ示す。

表 4-48 事業系ごみ処理手数料と値上げ率 (記述式, n=103)

	処理手数料(円/10kg)	値上げ率
最小値	30	0%
最大値	667	333%
平均値	144.6	68%
標準偏差	81.1	64%

表 4-49 事業系ごみ処理手数料の回答別使用データ

回答内容	使用するデータ
「焼却のみ」と「収集運搬を含めた焼却」で料金が異なる場合	「焼却のみ」の料金を使用
「直接搬入」と「許可業者の搬入」で料金が異なる場合	「直接搬入」の料金を使用
「可燃ごみ」と「不燃ごみ」で料金が異なる場合	「可燃ごみ」と「不燃ごみ」の平均の料金を使用
45Lのごみ袋の料金で回答の場合	45L=3kgで換算した料金を使用 ⁵⁾

表 4-50 手数料値上げの可能性 (記述式, n=96)

手数料値上げの可能性	回答自治体数	回答率
予定なし(最近改定したため)	66	69%
検討中	21	22%
値上げする予定	2	2%
原価が上がれば値上げの可能性あり	2	2%
その他	5	5%

表 4-48 より, 2012 年度における事業系ごみ処理手数料の平均(円/10kg)は, 約 145 円となっており, 値上げ率の平均は 68%となった。なお, 値上げ前の値段については, 手数料の値上げを複数回実施の場合は, 最近の値段となっている。また, 手数料の平均の算出方法は, 記述式(10kg あたりの処理手数料について)による具体的な数値の平均である。

表 4-50 より, 手数料値上げの予定がない自治体は 69%, 検討中が 22%となった。

4-6-5-7 許可業者への研修会等の開催

許可業者への研修会等の開催頻度について、表 4-51 に示す。

表 4-51 研修会等の開催頻度（記述式，n=85）

開催頻度	回答自治体数	回答率
年に1回程度	42	49%
不定期	14	16%
2年に1回程度	13	15%
年に3回程度	5	6%
年に2回程度	3	4%
2か月に1回	1	1%
3年に1回程度	1	1%
その他	6	7%

表 4-51 より、許可業者への研修会等の開催頻度は、「年に1回程度」の自治体が 49%と最も高くなった。また、「不定期・その他」を除いた1年あたりの開催頻度の平均は、1.2回となった。

4-6-6 不適正搬入への指導・対応について

4-6-6-1 不適正搬入への指導・対応の実施状況

許可業者及び排出事業者に対する不適正搬入への指導・対応はどの段階まで実施されているのかについて、表 4-52、表 4-53 それぞれに示す。

表 4-52 許可業者への指導・対応状況（複数回答可，n=305）

指導・対応の内容	回答自治体数	回答率
許可業者への通知・改善指導	252	83%
許可業者の特定	106	35%
許可業者による対策書等の書類提出	75	25%
許可業者への行政処分	47	15%
許可業者への立入調査	37	12%
その他	45	15%

表 4-53 排出事業者への指導・対応状況（複数回答可，n=275）

指導・対応の内容	回答自治体数	回答率
排出事業者への通知・改善指導	178	65%
排出事業者の特定	85	31%
排出事業者への立入調査・訪問指導	70	25%
排出事業者による対策書等の書類提出	23	8%
排出事業者への行政処分	2	1%
その他	73	27%

表 4-52、表 4-53 より、許可業者・排出事業者ともに「通知・改善指導」の実施率が最も高くなった。許可業者に関しては「行政処分」まで実施している自治体が 15%あり、処分の内容としては、「許可取消し」や「搬入禁止処分」等の回答が多かった。

4-6-6-2 リサイクル指導・対応の実施状況

資源化可能物の搬入が確認された場合の許可業者・排出事業者へのリサイクル指導等の対応内容について、表 4-54 に示す。また、表 4-54 中の「資源回収事業者(リサイクル業者)の紹介」を選択した自治体について、紹介可能な資源回収事業者(リサイクル業者)数を表 4-55 に示す。なお、表中の数値は自治体数を示す。

表 4-54 リサイクル指導・対応内容 (複数回答可)

リサイクル指導・対応内容	許可業者(n=155)		排出事業者(n=152)	
	回答自治体数	回答率	回答自治体数	回答率
持ち帰り指導	93	60%	82	54%
資源化物の分別区分について指導	88	57%	85	56%
資源回収事業者(リサイクル業者)の紹介	40	26%	49	32%
清掃工場内に資源ごみ専用の回収場所を設置	40	26%	45	30%
特に何もしていない	10	6%	15	10%
その他	4	3%	6	4%

表 4-55 紹介可能な資源回収事業者(リサイクル業者)数 (記述式, n=50)

回答件数	古紙 (n=38)	缶・金属類 (n=20)	廃プラスチック (n=16)	びん (n=11)	古繊維 (n=8)	剪定枝 (n=6)	木くず (n=6)	ペットボトル (n=6)	生ごみ (n=3)
1-5件	28	12	15	9	5	6	3	6	3
6-10件	3	4	0	0	1	0	2	0	0
11-15件	4	2	0	2	1	0	1	0	0
16-20件	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20件以上	3	2	1	0	1	0	0	0	0

表 4-54 より、資源化可能物への指導・対応内容は、許可業者・排出事業者ともに「持ち帰り指導」、「資源化物の分別区分について指導」が5~6割と高くなった。また、指導だけでなく「資源回収事業者の紹介」、「清掃工場内に資源ごみ専用の回収場所を設置」等の資源化に直接誘導できる対策も約3割の自治体で実施されている。

また、表 4-55 より、古紙の回収業者数は充実しており、缶・金属類、廃プラスチック、びん等の回収業者数も比較的多いことがわかる。

4-6-7 廃棄物処理に関する認知度について

許可業者及び排出事業者における廃棄物関係の義務(廃棄物処理法や市の定めるごみの適正区分等)への認知度と適正処理の現状について、自治体の回答を表 4-56、表 4-57 それぞれに示す。

表 4-56 許可業者の廃棄物関係の義務への認知度と収集運搬状況 (択一式, n=302)

認知度と収集運搬状況	回答自治体数	回答率
廃棄物関係の義務を理解し、適正な収集・運搬ができています	157	52%
廃棄物関係の義務を理解しているかは不明で、適正な収集・運搬はできています	76	25%
分らない	24	8%
廃棄物関係の義務を理解しているかは不明で、適正な収集・運搬はできていない	12	4%
廃棄物関係の義務が理解できておらず、適正な収集・運搬はできていない	2	1%
その他	31	10%

表 4-57 排出事業者の廃棄物関係の義務への認知度と適正処理の現状（択一式，n=304）

認知度と適正処理の現状	回答自治体数	回答率
廃棄物関係の義務を理解しているかは不明で、適正処理はできている	111	37%
分からない	66	22%
廃棄物関係の義務を理解し、適正処理ができている	49	16%
廃棄物関係の義務を理解しているかは不明で、適正処理はできていない	27	9%
廃棄物関係の義務が理解できておらず、適正処理はできていない	13	4%
その他	38	13%

表 4-56、表 4-57 より、廃棄物関係の義務を理解していると感じている自治体は、許可業者が 52%，排出事業者が 16% となった。排出事業者の認知度は低く、認知度の向上には、比較的認知度が高い許可業者の役割が大きくなると考えられる。

4-6-8 搬入規制の問題点と推進策

4-6-8-1 搬入規制の問題点

搬入規制の問題に関する自治体の考えについて、表 4-58 に示す。

表 4-58 搬入規制の問題に関する自治体の考え（記述式，n=43）（かっこ内は自治体数）

搬入規制の問題に関する自治体の考え	筆者による分類
搬入規制を厳しくすることによる不法投棄への懸念(17)	不法投棄の増加(17)
収集運搬業者及び排出事業者からの反発	許可業者・排出事業者等からの反発・トラブル(10)
搬入の際、窓口対応で要件確認(ごみの品目、発生所在地など)が、厳しすぎるとの苦言。	
事業系ごみで家庭ごみと同様なものについて厳格に産業廃棄物として搬入拒否をした場合に事業者からの異議の発生がある。	
現場作業員に対する暴言、暴力	
不燃物の持込みに関して、ガラス、金属類などが多い。行政への苦情(厳しすぎる等)	
受付で、規制により受入れを断られたことによる、口論等のトラブルが懸念される	
事業系一般廃棄物と産業廃棄物の受け入れの厳格化を実施したことによる許可業者、搬入事業者及び指定袋を利用している小規模事業者からの強い反発。	
業者からの引取り要請に伴うトラブル。	
搬入規制の行き過ぎは、住民の苦情つながる可能性が高い。	
搬入規制を強化すれば、許可業者は手間が増える。	
事業所付近の家庭ごみ用ステーションに事業系ごみを搬出されること。(3)	家庭系ごみへの混入(5)
事業系廃棄物受入基準見直しを行い、搬入規制を強化した結果、事業系ごみが家庭ごみ収集場所に排出される頻度が少々増えた感じがする。また、コンビニが店頭回収ボックスを店内に設置するようになり(本市ではコンビニで店頭回収したプラスチック製の弁当ガラは産業廃棄物としている。)、家庭ごみが少々増えた。	
小規模事業所については、家庭ごみに出すことが予想される。	
近隣市の過度な搬入規制があった場合、当市に流入する恐れがある。(2)	他自治体へのごみの流入(4)
他市処理施設への不正搬入。	
他市町への持ち込みを含む不適正処理	ごみ質の悪化に伴う燃料費の増加(1)
紙類の搬入規制を始めた当初は、ごみ質が悪化し、燃焼状況が安定しなくなることがありました。バーナー等の助燃装置の使用時間が増えたため、燃料費が増加しました。	
事業系一般廃棄物(可燃物)に混入された廃プラスチックを過度に規制した結果、収集業者が、収集した可燃物を自社で積替え保管し分別作業を行うといったことが頻発し、周辺環境に悪臭や腐敗汁等の流出が起こるなどの問題が発生した。	環境被害(1)
一般廃棄物の搬入規制を安易に行くと、他で処理の受け皿が無い場合には、搬入するところが無い状況が発生する。受け皿ができた上で搬入規制をしていく必要がある。	規制ごみの受け皿の確保(1)
指定袋制度(有料化)を実施したとき、実施前に駆け込みでごみの量が多くなった。	規制前の駆け込み搬入(1)
受入れの可否について、搬入者へ説明することが多いため、スムーズなごみの搬入、処理の妨げやトラブルになることもある。	スムーズなごみの搬入、処理の妨げ(1)
検査を開始すると許可業者の搬入が減る傾向にある。	許可業者の搬入の減少(1)
同じ場所で発生したごみの持込み量を1日4m ³ 以内と制限しているが、持込み車両にレンタカーを使用している場合、持込み量を適正指導するには無理がある。	複数の持込み車両による適正指導の困難化(1)

表 4-58 より、搬入規制の強化による「不法投棄の増加」が最も懸念されている問題となり、「家庭ごみへの混入」や「他自治体へのごみの流入」を含めると、不正処理問題への懸念は大きく、搬入規制を実施する際には、規制品目への別の受け皿の準備等が必要条件であるといえる。

4-6-8-2 搬入規制の推進策

搬入規制の推進に関する自治体の考えについて、表 4-59 に示す。

表 4-59 搬入規制の推進に関する自治体の考え（記述式，n=33）（かつこ内は自治体数）

搬入規制の推進に関する自治体の考え	筆者による分類
排出事業者・許可業者への廃棄物処理法の周知に努めている	排出業者・許可業者等への適正処理に関する指導(16)
現在の搬入規制(処理できないもの)について、随時排出業者・許可業者に指導してきた結果、認知されスムーズに対応されている。	
排出事業者及び許可業者においては法律の趣旨や適正排出の内容を御理解いただき、施策に沿って実施していただくしかないと考えます。	
排出事業者に対して説明会を開催し、適正処理の推進を図る。	
剪定枝等について、当組合に搬入する場合は、大きさを細かく規定しているが、リサイクル業者に搬入すれば、比較的、自由な大きさで持ち込めるので、剪定枝を持ち込む事業所に対し、そのメリットを説明している。	
事業所向けチラシで分別をお願いしている	
排出事業者へ指導する際、古紙類は売却できるものもあり、分別を徹底すればごみ処理経費が少しでも減少するメリットを伝えている。	
搬入規制を推進するため、許可業者に協力を依頼している。	
問い合わせがあったら自分で問屋に持ち込むように提案	
排出事業者へ指導する際、場合によっては場所が近い・料金が安い・渋滞せずに待たずに受付できる・リサイクルするので環境に良いこと等を伝える。	
適正燃焼や焼却炉の延命化のために、不適物の搬入を止めるよう粘り強く説くしかないと考えます。	
搬入規制をする物をどこでどのように処理をするかを排出事業者・許可業者に的確に指示する必要があると考えます。	
資源化業者をリスト化しごみ処理経費の削減につながるよう情報提供を行う。	
事業者用のゴミ分別早わかり帳を作成するなどして廃棄物の品目を明確に線引きすることにより排出者にとっては排出しやすい状況を、また許可業者にとっては収集運搬しやすい状況をつくっている。	
分別がされていないものについては、一度持ち帰って規格内に収める、または分別をしてから再度搬入するよう指導をしています。	
市のごみ処理施設の能力を説明し、処理できるもの、処理できないものを理解してもらうこと。	
ごみの減量やリサイクルに取り組む事業所を「ごみ減量等推進優良事業所」に認定する制度を実施しており、認定を受けた事業所は申請により本市の「社会貢献推進企業」として、本市の入札・契約制度において優遇措置の対象となることができる。	
排出事業者については、分別減量及び生ごみ・雑紙の全量資源化を実施してきた事業者を表彰することにより、不適正搬入を抑制している側面もある。	
年に一度、清掃行政に対する協力・業界の育成等に、顕著な功績のあった業者を表彰する制度を設けている。	
適正処理や減量化への貢献度が高い排出事業者や許可業者への表彰制度	資源化可能物の受け入れ・回収場所の設置による分別の推進(4)
民間のリサイクル施設が市内に無く遠方になるため、有価で売却できているリサイクル可能な事業系の資源ごみを取り引条件に適合すれば受入れている。(ペット、古布、古紙、ビン・缶等を、きれいに洗浄・分別する等)	
資源物を無料で引き取っているため、分別することによってごみの処理費用が下がる。	
再生可能な紙類の工場への搬入を禁止して、工場隣接の環境事業所に無料で持ち込める事業系紙類回収庫を設置しているため、排出事業者の処理費用が軽減されている。	
資源ごみの一部品目を無料で受入れている。(ただし搬入規制はしていない。)	処理料金の差別化(4)
規制ではないが、可燃粗大ごみの処理手数料を民間のチップ化処理よりも高めに設定することで、資源として活用可能な木材等を搬入しにくくしている。	
市の処理施設より安価な受入れ施設(民間施設)の紹介	
処理料金とリサイクル料金との比較。市処理施設までの距離が若干あるため、運送代などの費用面で有利性を話す。	
今後平成27年度に有料化を予定しており、適正に分別・処理すれば費用負担が少なくなるような制度設計が必要。	違反者への罰則規定(1)
違反者への罰則規定が重要と考えます。	
本市では通常の受け入れは月曜日から金曜日となっていますが、許可業者に限って土曜日午前中(8:30~11:30)に委託業者で受け入れを行っている。	
不定期ではあるが、許可業者で作る清掃協議会と意見交換を実施している。	
・民間活力により適正処理困難物等を処理することになるため、民間会社にすればビジネスチャンスと捕らえることができる。処理方法によっては資源化することも可能であり、その場合の事業費が補助金の対象になる可能性もある。	民間施設の活用化(1)
単独では資源化が困難である小規模事業所に配慮する必要がある。	小規模事業所への配慮(1)

表 4-59 より、「排出業者・許可業者等への適正処理に関する指導」による搬入規制の推進が最も多くなった。また、指導だけにとどまらず「適正処理や減量化への貢献度が高い排出事業者や許可業者への表彰制度」、「資源化可能物の受け入れ・回収場所の設置による分別の推進」、「処理料金の差別化」等による搬入規制の推進を行っている自治体もある。

4-7 搬入規制及びその他の事業系ごみ施策の人口別実施割合

本アンケートに回答のあった 332 市を、人口規模別に分類し、人口規模の視点から搬入規制及びその他の事業系ごみ施策の傾向をみる(表 4-60)。分類方法は、総務省統計局の都市別人口(2012)²⁾をもとに「人口 30 万人以上の大都市(42 市)」、「人口 10 万人以上 30 万人未満の中都市(96 市)」、「人口 10 万人未満の小都市(194 市)」とする。なお、人口・施策の実施状況のデータは 2011 年度のものである。

表 4-60 搬入規制及びその他の事業系ごみ施策の人口別実施割合 (n=332, 2012 年度)

搬入規制及びその他の事業系ごみ施策	人口別実施割合(回答自治体数)		
	30万人以上 (n=42)	10万人以上30万 人未満(n=96)	10万人未満 (n=194)
検査装置による搬入物検査	29%(12)	5%(5)	2%(4)
検査装置を使わない搬入物検査	93%(39)	70%(67)	52%(101)
資源化可能物への搬入規制	71%(30)	49%(47)	25%(49)
産廃混入への対策	74%(31)	63%(60)	41%(79)
他自治体のごみ混入への対策	55%(23)	59%(57)	45%(88)
生ごみへの搬入規制	19%(8)	13%(12)	9%(18)
処理困難物への搬入規制	60%(25)	68%(65)	64%(124)
許可業者への搬入事前予約の義務化	2%(1)	1%(1)	4%(7)
自己搬入者への搬入事前予約の義務化	10%(4)	5%(5)	8%(15)
ごみピット内に監視カメラの設置	71%(30)	45%(43)	34%(66)
不適正搬入物の排出場所の特定	36%(15)	28%(27)	18%(35)
事業系の有料指定袋制度	12%(5)	23%(22)	19%(36)
事業系ごみ処理手数料	50%(21)	39%(37)	23%(45)
許可業者への研修会等の開催	57%(24)	32%(31)	15%(30)

表 4-60 より、全体の傾向として、人口 30 万人以上と 10 万人未満の実施割合を比較すると、全体的に人口が多いと搬入規制及びその他の事業系ごみ施策を行っている割合は高くなる傾向があることが分かった。また、「検査装置を使わない搬入物検査」、「処理困難物への搬入規制」の実施率は、どの人口区分においても高くなった。「処理困難物への搬入規制」は処理能力を超えるもの(規定のサイズや量を超えるもの)等が対象であるため、実施率は高くなったと考えられるため、減量を目的とした搬入規制としては、「検査装置を使わない搬入物検査」が最も多く実施されていると言える。

なお、大都市(30 万人以上)と中小都市(30 万人未満)の実施率に明らかな差がある「検査装置による搬入物検査」、「資源化可能物への搬入規制」、「ごみピット内に監視カメラの設置」、「許可業者への研修会等の開催」等については、比較的大都市の方がごみ量・予算も多く、対策度に差が生じたためと考えられる。また、大都市、中都市、小都市それぞれの実施率の差が小さく、全体の実施率も比較的高い施策は、「検査装置を使わない搬入物検査」、「他自治体のごみ混入への対策」となった。

4-8 まとめ

本アンケート調査により明らかになった、事業系ごみへの搬入規制の実施実態の詳細について、結果のまとめを以下に示す。

1) 基礎情報について

- ① 事業系ごみの収集運搬体制について、可燃ごみ(混合ごみ)、不燃ごみともに許可業者による収集運搬が中心となっている。
- ② 一般廃棄物収集許可業者数は、0～10社の自治体が28%と最も高くなり、全体の平均は約29社となった。
- ③ 許可業者による収集事業所数は、101～1000件が45%と最も高く、全体の平均事業所数は約1669件となった。
- ④ 市による収集事業所数は、0～10件が88%と最も高く、全体の平均事業所数は約156件となった。

2) 搬入手続きについて

- ① 搬入手続きの申告内容・確認事項について、許可業者・排出事業者ともに「搬入者情報」の確認が93%となり、ほとんどの自治体で実施されている。
- ② 「廃棄物の内容物」、「ごみの発生場所(許可業者の場合は排出事業者名)」、「廃棄物の搬入日時」については、許可業者と比べ、排出事業者が10～20%実施率が高くなっている。
- ③ 搬入受付時の確認事項について、許可業者は「車両番号の確認」が82%、排出事業者は「口頭質問」が83%と最も高くなった。

3) 搬入ルールについて

- ① 事業系ごみの収集運搬において、「ごみ袋は指定していない」という自治体が53%と最も高くなったが、「透明の袋の使用を義務化(28%)」、「透明・半透明の袋に入れるよう指導(11%)」、「色つきの袋の使用を義務化(5%)」等の指定ごみ袋の普及への動きもある。
- ② 受け入れ基準が異なるごみの種類は「プラスチック類」が88%と最も高く、「プラスチック類」の分類としては事業系ごみが71%、産業廃棄物が23%となった。
- ③ 明文化の有無にかかわらず、併せ産廃を許可していない自治体が53%、併せ産廃を許可している自治体が38%となった。

4) 搬入規制の実施状況

- ① 検査装置による搬入物検査には、ベルトコンベア式(62%)と、ダンピングボックス式(38%)があり、検査員の平均人数は約 3.7 人、検査時間の平均(パッカー車 1 台あたり)は約 12.5 分となった。また、検査装置導入の目的は「不適正搬入物の発見及び強化」が 88%と最も高かった。
- ② 検査装置を使わない搬入物検査には、目視検査(95%)と、展開検査(70%)があり、検査員の平均人数は約 5.2 人、検査時間の平均(パッカー車 1 台あたり)は約 21.7 分となった。また、今後検査装置の導入を検討している自治体は 4%、導入を検討していない自治体は 86%となり、導入できない理由、または必要ないと考える理由は、「現在の検査方法で十分対応可能(62%)」、「予算的に導入は厳しい(45%)」等である。
- ③ 事業系ごみに混入される「資源化可能物」として規制の対象となっている品目は、「びん・缶・金属類・古紙」が 6 割以上となり、検討もされていない品目には「木くず(剪定枝類)、生ごみ(厨芥類)」が 7 割となったが、検討中の品目においても、両者ともに 5 割以上となった。また、事業系ごみの資源化への取り組みとして、「資源物の持ち込みに関する問い合わせへの対応」、「搬入規制の対象となる資源ごみの品目の公表」が約 6 割の自治体で実施されている。
- ④ 産廃混入への対策としては、「搬入物検査」が 33%と最も高くなり、未然策としては「適正区分について事前指導・立入調査・訪問指導(24%)」、「パンフレット・チラシ・HP 等の啓発物(21%)」等がある。
- ⑤ 他自治体のごみ混入への対策としては、「搬入物検査」による対策が 41%と最も高くなり、「排出者情報について聞き取り(33%)」、「市の指定ごみ袋の使用(30%)」等の回答もあった。
- ⑥ 生ごみへの搬入規制・減量施策等の取り組みは、「生ごみ処理機器の設置者に補助金を交付」による減量施策を実施している自治体が 38%と最も高く、「食品リサイクル法推進」や「食品関連事業者等に対する再資源化の推奨・実施」等の生ごみの再資源化の取り組みも推進されつつある。

5) その他の事業系ごみ施策の実施状況

- ① 許可業者への搬入事前予約の義務化を実施する目的は、「ごみの発生場所・排出者の住所確認(89%)」、「搬入物の事前確認(78%)」、「搬入物のサイズや量の確認(67%)」となった。
- ② 自己搬入者への搬入事前予約の義務化を実施する目的は、「搬入物の事前確認(100%)」、「ごみの発生場所・排出者の住所確認(96%)」、「搬入物のサイズや量の確認(83%)」となった。
- ③ 監視カメラ設置による搬入物監視の目的は、「搬入状況の確認・運転管理(47%)」、「火災・事故等の安全対策(32%)」、「不適正搬入の監視・抑止(35%)」、となった。

- ④ 不適正搬入物の排出場所の特定方法は、「搬入者へのヒアリング調査(62%)」、「展開検査による内容物の確認・証拠品による特定(44%)」となった。
- ⑤ 有料指定袋制度について、指定袋1枚(45L換算)当たりの値段は、「～99円」が54%と最も高く、100円を超える自治体は比較的少ない。
- ⑥ 事業系ごみ処理手数料の平均(円/10kg)は、約145円となり、値上げ率は68%となった。また、手数料値上げの予定がない自治体は69%、検討中は22%となった。
- ⑦ 許可業者への研修会等の開催頻度は、「年に1回程度」の自治体が49%と最も高くなった。また、「不定期・その他」を除いた1年あたりの開催頻度の平均は、1.2回となった。

6) 不適正搬入への指導・対応について

- ① 不適正搬入への指導・対応の内容は、許可業者・排出事業者ともに「通知・改善指導」が最も高くなった。許可業者に関しては「行政処分」まで実施している自治体が15%あり、処分の内容としては、「許可取消し」や「搬入禁止処分」等の回答が多かった。
- ② 資源化可能物への指導・対応内容は、許可業者・排出事業者ともに「持ち帰り指導」、「資源化物の分別区分について指導」が5～6割と高くなった。また、指導だけでなく「資源回収事業者の紹介」、「清掃工場内に資源ごみ専用の回収場所を設置」等の資源化に直接誘導できる対策も約3割の自治体で実施されている。
- ③ 紹介可能な資源回収事業者数は、古紙の業者が最も多くなった

7) 廃棄物処理に関する認知度について

- ① 廃棄物関係の義務を理解していると感じている自治体は、許可業者が52%、排出事業者が16%となった。

8) 搬入規制の問題点と推進策

- ① 搬入規制の問題点については、搬入規制の強化による「不法投棄の増加」が最も懸念されている問題となり、「家庭ごみへの混入」や「他自治体へのごみの流入」を含めると、自治体にとって不正処理問題への懸念が大きいようである。
- ② 搬入規制の推進については、「排出業者・許可業者等への適正処理に関する指導」が最も多く、指導だけにとどまらず「適正処理や減量化への貢献度が高い排出事業者や許可業者への表彰制度」、「資源化可能物の受け入れ・回収場所の設置による分別の推進」、「処理料金の差別化」等を行っている自治体もある。

9) 搬入規制及びその他の事業系ごみ施策の人口別実施割合

- ① 人口 30 万人以上と 10 万人未満の実施割合を比較すると、全体的に人口が多いと搬入規制及びその他の事業系ごみ施策を行っている割合は高くなる傾向がある。
- ② 減量を目的とした施策としては、「検査装置を使わない搬入物検査」の実施率がどの人口区分においても最も高くなった。
- ③ 大都市(30 万人以上)の実施率の方が高く、中小都市(30 万人未満)の実施率に明らかな差がある施策は、「検査装置による搬入物検査」、「資源化可能物への搬入規制」、「ごみピット内に監視カメラの設置」、「許可業者への研修会等の開催」となった。
- ④ 大都市、中都市、小都市それぞれの実施率の差が小さく、全体の実施率も比較的高い施策は、「検査装置を使わない搬入物検査」、「他自治体のごみ混入への対策」となった。

上記の 1)~9)について、以下に示す。

事業系ごみの収集運搬は許可業者が主に実施しており、許可業者数は、30 社以内の自治体は 7 割、30 社以上の自治体は 3 割となったことから、許可業者数は必要最低限の数にすることで、スムーズな収集運搬体制の構築が可能であるため、全国的に少数体制の傾向があると考えられる。

搬入手続きの申告内容・確認事項について、手続きの各項目の実施率は、排出事業者が比較的高く、搬入受付時の確認事項においては、許可業者は「車両番号の確認(82%)」が最も高かったのに対し、排出事業者は「口頭質問(83%)」となり、排出事業者への搬入手続きは、比較的慎重に詳しく取り組まれていることが分かる。

搬入ルールについて、事業系ごみの収集運搬における指定ごみ袋の普及への動きはあるものの、義務化までしている自治体は少なく、「ごみ袋は指定していない」という自治体が多いのが現状であることが分かった。また、受け入れ基準が異なるごみの種類は「プラスチック類」が最も多く、受け入れの分類としては「事業系ごみ」という位置づけで受け入れられている割合が高くなった。なお、廃棄物処理法³⁾では併せ産廃が認められているため、自治体によっては、「プラスチック類」等の産廃は少量であれば受け入れている場合がある。その併せ産廃の現状としては、明文化の有無にかかわらず、併せ産廃を許可していない自治体の方が多いという結果になった。

「検査装置による搬入物検査」は、「検査装置を使わない搬入物検査」に比べ、検査員の平均が約 1.5 人少なく、また、検査に要する時間の平均も約 9.2 分少ないことから、効率的な検査の実施が可能であると考えられる。しかし、検査装置を使わずとも各工場においてベストの処理体制・検査体制が確保されている自治体もあることから、予算を使ってまで検査装置を導入する必要がないと考える自治体が多いのが現状である。

資源化物としての規制品目として、検討もされていない品目において「木くず(剪定枝類)、

生ごみ(厨芥類)は7割を超えているが、検討中の品目としても、両者ともに5割以上となっていることから、規制しにくい品目ではあるが、規制していく動きがあると予測できる。また、資源化への取り組みは、資源化に関する情報提供が主な資源化への取り組みとなっている。

他自治体のごみ混入への対策には、搬入物に含まれる伝票や封筒、レシート等を証拠に他自治体のごみの判明(41%)や、市の指定ごみ袋の使用(30%)等があり、資源ごみや産廃に比べ、明確なごみの差別化が可能であると考えられる。

生ごみへの搬入規制・減量施策等を実施している自治体は、全体で38市と比較的少ないが、取り組み内容の項目は11種類と多く、生ごみ規制の動きが拡大していく余地はあるといえる。

許可業者及び自己搬入者への搬入事前予約を義務化している自治体は、それぞれ9市、24市と少ないが、「ごみの発生場所・排出者の住所確認」「搬入物のサイズや量の確認」、「搬入時間の割り振り」が可能になり、処理施設の混雑緩和と作業の効率化が期待できる。

監視カメラ設置による搬入物監視の目的は、「搬入状況の確認・運転管理(ごみ量把握・処理困難物等)」が47%と最も高く、「火災・事故等の安全対策(32%)」等の回答もあり、施設運営に関する目的が多くなった。

不適正搬入物の排出場所の特定方法は、聞き取り調査・展開検査に集中したが、「その他」の回答には、「排出先を特定するよう許可業者に要請」等があり、許可業者の役割は拡大していくことが予測される。

排出事業者の廃棄物関係の義務への認知度は比較的低く、不適正排出の原因にもなっていると考えられる。排出事業者の認知度向上には、自治体からの指導だけでなく、排出事業者と密接な関係にある許可業者による適正処理の指導が効果的だと考えられ、今後の許可業者の役割は大きいといえる。

搬入規制の問題点については、搬入規制の強化による「不法投棄・不正処理の増加」が最も懸念されており、搬入規制を実施する際には、規制品目への別の受け皿の準備等が必要条件であるといえる。

搬入規制の推進については、指導だけでなく、「適正処理や減量化への貢献度が高い排出事業者や許可業者への表彰制度」、「資源化可能物の受け入れ・回収場所の設置による分別の推進」、「処理料金の差別化」等、排出者にとって適正処理への意識が高まる取り組みや環境作りを行っている自治体もある。

大都市の実施率が高い「検査装置による搬入物検査」、「資源化可能物への搬入規制」、「ごみピット内に監視カメラの設置」、「許可業者への研修会等の開催」については、全体のごみ量が多い大都市ならではの先進的な施策であるといえる。また、中小都市の実施率が大都市より高い、もしくは差が小さい施策の中でも、「検査装置を使わない搬入物検査」、「他自治体のごみ混入への対策」の実施率は、それぞれ52%、45%と高くなった。

<参考文献>

- 1) 月刊廃棄物編集部：事業系一般廃棄物対策，月刊廃棄物，39(7)，pp.10-11(2013)
- 2) 総務省 統計局：都市別人口 <<http://www.stat.go.jp/data/nihon/02.htm>>，2013-12-09
- 3) 環境省：廃棄物の処理及び清掃に関する法律
<<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S45/S45HO137.html>>，2013-12-29
- 4) 千代田クリーンセンター：焼却処理施設フロー <http://www.okikou.or.jp/chiyoda/shoukyaku/chiyoda_top%20page.htm>，2013-12-29
- 5) 東京都世田谷区 HP：ごみ・資源処理経費 <<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/101/113/263/265/d00124174.html>>，2013-12-24